

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月5日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第5号

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

静岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和47年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資金の種類等) 第4条 (略) 2 (略) 3 中小企業高度化資金の利率は、年 <u>0.50パーセント</u> とする。ただし、別表第5に掲げる要件に該当する場合は、無利子とする。	(資金の種類等) 第4条 (略) 2 (略) 3 中小企業高度化資金の利率は、年 <u>0.45パーセント</u> とする。ただし、別表第5に掲げる要件に該当する場合は、無利子とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の前にした貸付けの決定に係る貸付金については、なお従前の例による。